

2024年12月20日

## ～ 全国の地方銀行で初の提携 ～ 「公益社団法人シニア総合サポートセンター」との業務提携について

西日本シティ銀行（頭取 村上 英之）は、身寄りがなく「病气」や「住まい」など普段の生活や「お金」「葬儀」など将来に不安を抱える高齢の方などをサポートするため、公益社団法人シニア総合サポートセンター（理事長 千賀 修一、以下「シニア総合サポートセンター」）と全国の地方銀行で初めて業務提携しましたので、お知らせします。

本業務提携により、当行が遺言信託等の相続関連のサポートを担い、シニア総合サポートセンターが身元保証やご逝去後の葬儀等の終活関連のサポートを担うことで連携し、お客さまの相続・終活に関するニーズに対応します。

当行は今後も、お客さま起点の“One to One ソリューション”を提供することで、お客さまの相続関連ニーズに積極的にお応えしてまいります。

記

### 1. 協定締結日

2024年12月20日（金）

### 2. 提携のスキーム図

#### <相続関連サービス>



- ① お客さまが、シニア総合サポートセンターに相続関連の相談をします。
- ② シニア総合サポートセンターが、当行と連携します。
- ③ 当行が、お客さまから遺言書をお預かりする遺言信託等を通じて、相続関連のサポートを実施します。

#### <終活関連サービス>



- ① お客さまが、当行に終活関連の相談をします。
- ② 当行がシニア総合サポートセンターと連携します。
- ③ シニア総合サポートセンターが、お客さまの介護施設への入居・入院時の身元保証やご逝去後の葬儀・納骨や遺品の処分等の終活関連のサポートを行います。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
営業支援部 吉岡・平戸 TEL.092-476-2708